

みやま市告示第68号

みやま市企業誘致用地等登録制度実施要綱を次のように定める。

平成21年3月31日

みやま市長 西原 親

みやま市企業誘致用地等登録制度実施要綱

(目的)

第1条 この告示は、市内の未利用の建物又は一定面積以上の私有地を企業誘致用地等として市が保管する台帳に登録し、市内に進出しようとしている企業と当該土地等の所有者との間における売買又は賃貸を市が仲介することにより、企業立地に結びつけ、本市における企業集積の充実及び市内における雇用の促進を図り、もって産業の振興に繋げることを目的とする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 企業誘致用地等とは、次のいずれかに該当するものをいう。

ア 都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条第1項に規定する工業地域、準工業地域、商業地域及び近隣商業地域で5000平方メートル以上の一団の土地

イ 土地の境界が明確であり、所有権について争いのない土地

ウ 地上権、抵当権その他所有権以外の権利の設定等が行われていない土地又は建物（当該権利の抹消が確実である場合を除く。）

エ ア、イ又はウの土地に立地する未利用の工場、倉庫又は店舗等で、その所有者が土地の所有者と同一であるもの

オ その他企業誘致用地等として適すると市長が認める土地又は建物

(2) 企業 みやま市工業等振興促進条例（平成19年みやま市条例第135号）第3条の指定を受けることができるもの

(3) 登録企業誘致用地等 企業誘致用地等台帳（様式第1号。以下「登録台帳」という。）に登録された企業誘致用地等

(登録台帳への申請)

第3条 登録台帳へ企業誘致用地等として登録を希望する者(以下「申請者」という。)は、企業誘致用地等登録申請書(様式第2号。以下「登録申請書」という。)を市長に提出するものとする。

2 前項の申請を行うことができる者は、次に掲げる者とする。

(1) 当該企業誘致用地等の所有者

(2) 前号の者の相続人である者

(登録台帳への登録)

第4条 市長は、前条の規定により登録申請書の提出があった場合は、その内容を審査し、登録台帳への登録の適否を決定する。

2 市長は、登録を決定したときは、企業誘致用地等として当該土地又は建物に関する情報を登録台帳に登録するとともに、その旨を企業誘致用地等登録決定通知書(様式第3号)により申請者に通知するものとする。

(情報の提供)

第5条 市長は、企業誘致用地等に係る情報を、閲覧、インターネットその他適当と認める方法により第三者に提供するものとする。

(登録台帳の登録期間)

第6条 登録台帳への登録期間は、3年間とする。

2 登録期間の更新を希望する者(以下「登録更新申請者」という。)は、登録期間が満了する60日前までに企業誘致用地等登録更新申請書(様式第4号)を市長に提出するものとする。

3 市長は、登録の更新を決定したときは、企業誘致用地等登録更新決定通知書(様式第5号)により登録更新申請者に通知するものとする。

4 更新後の登録期間は、3年間を限度とする。

(登録の中途解消)

第7条 登録台帳に登録された者(以下「台帳登録者」という。)で、登録期間満了前に登録の解消を希望する者(以下「登録解消申請者」という。)は、解消を希望する日の30日前までに企業誘致用地等登録解消申請書(様式第6号)を市長に提出するものとする。

2 市長は、登録の解消を決定したときは、企業誘致用地等登録解消決定通知書(様式第7号)により登録解消申請者に通知するものとする。

(登録企業誘致用地等の制限)

第8条 登録企業誘致用地等を第三者に譲渡し、若しくは貸付け、又は地上権、抵当権その他所有権以外の権利の設定が見込まれる場合は、当該登録企業誘致用地等の所有者は、速やかに書面でその旨を市長に報告しなければならない。

2 市長は、前項の報告を受けた時点で当該企業誘致用地等について企業と立地交渉を

行っていない場合は、その登録を解消し、登録解消通知書により台帳登録者に通知するものとする。

3 市長は、第1項の報告を受けた時点で当該企業誘致用地等について既に企業と立地交渉を行っている場合は、企業に報告を行い、対応を協議するものとする。

(市長の責務)

第9条 市長は、登録企業誘致用地等を企業誘致に活用するよう努めるものとする。

(登録報奨金の交付)

第10条 市長は、登録企業誘致用地等を売買又は賃借契約した企業が契約締結後2年以内に操業を開始した場合は、台帳登録者に対し、報奨金を交付することができる。

2 前項の報奨金の額は、次に定めるとおりとし、その総額は100万円を限度とする。

(1) 土地及び建物の売買価格の総額に100分の1を乗じて得た額(1,000円未満は切り捨てる。)

(2) 土地及び建物の賃借契約に基づく賃借料の1箇月分の額(1,000円未満は切り捨てる。)

3 前項の報奨金の交付を受けようとする者(以下「報奨金申請者」という。)は、企業の操業開始後1年以内に企業立地報奨金申請書(様式第8号)を、市長に提出するものとする。

4 市長は、前項の申請があったときは、これを審査し、適正と認めたものについては企業立地報奨金交付決定通知書(様式第9号)により報奨金申請者に通知し、報奨金を交付するものとする。

(その他)

第11条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成21年4月1日から施行する。

様式第2号（第3条関係）

企業誘致用地等登録申請書

年 月 日

みやま市長 様

申請者 住所

氏名 (※)

(※) 本人（代表者）が手書きしない場合は、
記名押印してください。

みやま市企業誘致用地等登録制度実施要綱第3条の規定により登録台帳へ企業誘致用地等として登録を希望するので関係書類を添え申請します。

記

所在地	みやま市
用途地域	<input type="checkbox"/> 工業地域 <input type="checkbox"/> 準工業地域 <input type="checkbox"/> 商業地域 <input type="checkbox"/> 近隣商業地域 <input type="checkbox"/> その他（ ）
土地の地目	
土地の面積	m ² （ 坪）
建物の有無	<input type="checkbox"/> 有（建築面積 m ² 延床面積 m ² ） <input type="checkbox"/> 無
建物の種別	<input type="checkbox"/> 工場 <input type="checkbox"/> 倉庫 <input type="checkbox"/> 店舗 <input type="checkbox"/> その他（ ）
売却・賃貸の別	<input type="checkbox"/> 売却 <input type="checkbox"/> 賃貸（両選択可）
希望価格	売却 円/m ² ・ 賃貸（年額） 円/m ²
分割譲渡の可否	<input type="checkbox"/> 不可 <input type="checkbox"/> 可（最小面積 m ² ）
特記事項	

【添付書類】

登記簿謄本

公図の写し

見取図又は写真（建物がある場合）

所有者との間柄を証する書面（申請者と所有者が異なる場合）

【確認事項】

①当該物件情報について、市ホームページ等で公表することを了承します。

（ はい いいえ ）

②不動産業者等の了解を得ています（仲介等を依頼している場合のみ）。

（ はい いいえ ）

様

みやま市長



企業誘致用地等登録決定通知書

年 月 日付けで申請のあったみやま市企業誘致用地等台帳への登録について、企業誘致用地等として下記のとおり登録したので、みやま市企業誘致用地等登録制度実施要綱第4条第2項の規定により通知します。

記

(登録整理番号：)

登 録 内 容	
1 所有者氏名	
2 所有者住所	
3 所在地	
4 企業誘致用地等	
5 面積	
6 登録有効期間	
7 備考	

注1) 登録期間の更新を希望する場合は、登録期間が満了する60日前までに登録更新申請書（様式第4号）を提出してください。

注2) 登録期間満了前に途中で登録を解消したい場合は、解消希望日の30日前までに登録解消申請書（様式第6号）を提出してください。

注3) 当該用地等を第三者に譲渡し、若しくは貸付け、又は地上権、抵当権等の設定が見込まれる場合は、速やかに書面で報告してください。

様式第4号（第6条関係）

企業誘致用地等登録更新申請書

年 月 日

みやま市長 様

申請者 住所

氏名 (※)

(※) 本人（代表者）が手書きしない場合は、
記名押印してください。

みやま市企業誘致用地等登録制度実施要綱第6条第2項の規定により現在登録してある
企業誘致用地等（登録整理番号 ）について、登録の更新を希望するので関係書類を添え申請します。

記

所在地	みやま市
用途地域	<input type="checkbox"/> 工業地域 <input type="checkbox"/> 準工業地域 <input type="checkbox"/> 商業地域 <input type="checkbox"/> 近隣商業地域 <input type="checkbox"/> その他（ ）
土地の地目	
土地の面積	m ² （ 坪）
建物の有無	<input type="checkbox"/> 有（建築面積 m ² 延床面積 m ² ） <input type="checkbox"/> 無
建物の種別	<input type="checkbox"/> 工場 <input type="checkbox"/> 倉庫 <input type="checkbox"/> 店舗 <input type="checkbox"/> その他（ ）
売却・賃貸の別	<input type="checkbox"/> 売却 <input type="checkbox"/> 賃貸（両選択可）
希望価格	売却 円/m ² ・ 賃貸（年額） 円/m ²
分割譲渡の可否	<input type="checkbox"/> 不可 <input type="checkbox"/> 可（最小面積 m ² ）
特記事項	

【添付書類】

登記簿謄本、公図の写し（建物の場合は見取図又は写真）、所有者との間柄を証する書面（申請者と所有者が異なる場合）

【確認事項】

①当該物件情報について、市ホームページ等で公表することを了承します。

（ はい いいえ ）

②不動産業者等の了解を得ています（仲介等を依頼している場合のみ）。

（ はい いいえ ）

様

みやま市長



企業誘致用地等登録更新決定通知書

年 月 日付けで申請のあったみやま市企業誘致用地等台帳への登録更新について、企業誘致用地等として下記のとおり登録を更新したので、みやま市企業誘致用地等登録制度実施要綱第6条第3項の規定により通知します。

記

(登録整理番号：)

登 録 内 容	
1 所有者氏名	
2 所有者住所	
3 所在地	
4 企業誘致用地等	
5 面積	
6 登録有効期間	
7 備考	

注1) 登録期間の更新を希望する場合は、登録期間が満了する60日前までに登録更新申請書（様式第4号）を提出してください。

注2) 登録期間満了前に途中で登録を解消したい場合は、解消希望日の30日前までに登録解消申請書（様式第6号）を提出してください。

注3) 当該用地等を第三者に譲渡し、若しくは貸付け、又は地上権、抵当権等の設定が見込まれる場合は、速やかに書面で報告してください。

様式第6号（第7条関係）

企業誘致用地等登録解消申請書

年 月 日

みやま市長 様

申請者 住所

氏名 (※)

(※) 本人（代表者）が手書きしない場合は、
記名押印してください。

みやま市企業誘致用地等登録制度実施要綱第7条第1項の規定により現在登録してある
企業誘致用地等について、下記のとおり登録の解消を希望するので申請します。

記

1 登録整理番号

2 解消を希望する理由

様式第7号（第7条関係）

第 号
年 月 日

様

みやま市長



企業誘致用地等登録解消決定通知書

年 月 日付けで申請のあったみやま市企業誘致用地等台帳からの登録解消について、下記のとおり登録を解消したので、みやま市企業誘致用地等登録制度実施要綱第7条第2項の規定により通知します。

記

登録を解消した企業誘致用地等の登録整理番号
()

様式第8号（第10条関係）

企業立地報奨金申請書

年 月 日

みやま市長 様

申請者 住所

氏名 (※)

(※) 本人（代表者）が手書きしない場合は、
記名押印してください。

下記の事項について報奨金の交付を受けたいので、みやま市企業誘致用地等登録制度実施要綱第10条第3項の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

- 1 登録整理番号
- 2 立地企業名
- 3 操業開始年月日
- 4 企業誘致用地等の売買又は賃貸借契約日
- 5 企業誘致用地等の売却額又は賃借額
- 6 報奨金申請額

_____ 円

【添付書類】

- ・ 企業誘致用地等の売買契約書又は賃貸借契約書等の写し
- ・ その他関係書類

様式第9号（第10条関係）

第 号
年 月 日

様

みやま市長



企業立地報奨金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった報奨金について、下記のとおり交付の決定をしたので、みやま市企業誘致用地等登録制度実施要綱第10条第4項の規定により通知します。

記

1 登録整理番号

2 立地企業名

3 交付決定額

_____ 円

4 特記事項